

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月28日提出

霧島市長 前田 終 止

記

- 1 対象施設名 霧島緑の村
- 2 指定管理者 鹿児島市岡之原町4561番地1
合同会社 エス・ケイ開発
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島緑の村の概要

- ① 施設名 霧島緑の村
- ② 位置 霧島市霧島田口2583番地13
- ③ 建築年度 昭和56年度
- ④ 構造・面積 (全面積) 30,055㎡
(建物構造) 自然環境活用センター：鉄骨鉄筋コンクリート造
(主な施設内容)
自然環境活用センター (会議室・ホール)
野外緑地広場
テニスコート 2面
バンガロー 4棟
温泉施設
- ⑤ 設置目的 自然とふれあいながら地域住民の交流を促進し、連帯意識を高めて住民の生活向上を図るため設置
- ⑥ 年間利用者数 10,168人 (平成27年度実績)
- ⑦ 年間使用料 804,700円 (平成27年度実績)

2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
- 名称 合同会社 エス・ケイ開発
代表者 代表社員 坂下 織穂
所在 鹿児島市岡之原町4561番地1
- ② 組織
- 設立年月日 平成23年6月20日
資本金 300万円
従業員数 3人
- ※この3人は、会社法上における社員(出資者)である。
- 主な事業内容
- ・一般貨物自動車運送事業
 - ・貨物運送取扱事業
 - ・倉庫業
 - ・物品の仕分け、梱包及び発送業務の請負業
 - ・宅配便の取り扱い業務
 - ・引越請負業務
 - ・損害保険の代理店及び生命保険募集に関する業務
 - ・各種商品のカタログによる通信販売

- ・古物の売買
- ・民芸割烹料理、飲食店の経営
- ・自動車賃貸業
- ・一般乗用旅客自動車運送事業
- ・自動車の整備及び修理
- ・新・中古自動車の販売
- ・一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬、処理
- ・生ごみ処理器、空気清浄器、浄水器、整水器等の環境機器の販売
- ・家庭用ソーラー機器の販売、修理
- ・家庭用電化製品の販売、修理
- ・コンビニエンスストアの経営
- ・ドラッグストアの経営
- ・不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
- ・貸金業
- ・ホテル、旅館の経営
- ・酒類、たばこ、郵便切手及び収入印紙の販売
- ・上記各号に付帯する一切の業務

3 評点結果

合同会社 エス・ケイ開発
735点
指定管理候補者選定委員会では、申請者から提出された事業計画書等を審査し、申請者へのヒアリングを踏まえ、各委員（12人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

4 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会では、上記申請者について、指定管理候補者として適当か否かの協議を行い、合同会社 エス・ケイ開発を適当と認め、次の選定意見を取りまとめた。

（主な選定理由）

- ・施設利用者の安全が第一であるため、申請者にヒヤリハット点検の実施や具体的な危険箇所の提案が記載されていた点を評価した。
- ・ヒアリングの時に、施設管理について様々な提案をしていただいた点を評価した。
- ・提案者のやる気を評価した。